

福島国際研究教育機構特別試験研究費の額の認定手続に関する規程

令和 5 年規程第 4 8 号

令和 5 年 4 月 1 日

最終改正 令和 8 年 6 月 2 3 日

(目的)

第 1 条 この規程は、租税特別措置法施行規則（昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号。以下「施行規則」という。）第 5 条の 7 第 2 0 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 2 0 条の 2 第 2 0 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）が行う特別試験研究費の額の認定に関し、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究契約 機構が機構以外の者と共同して行う研究に関する契約であって、福島国際研究教育機構共同研究実施規程（令和 5 年規程第 4 9 号）第 2 条第 1 項の規定により締結されるものをいう。
- (2) 受託研究契約 機構が機構以外の者から受託する研究に関する契約であって、福島国際研究教育機構受託研究実施規程（令和 5 年規程第 5 0 号）第 2 条第 1 項の規定により締結されるものをいう。
- (3) 共同研究 共同研究契約に基づいて行われる研究であって、当該共同研究契約において、当該研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものをいう。
- (4) 受託研究 受託研究契約に基づいて行われる研究であって、当該受託研究契約において、当該研究に要する費用の額及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものをいう。
- (5) 共同研究に要する費用 共同研究契約の相手方が当該共同研究契約に係る共同研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該共同研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費（機構において当該共同研究を行うために直接に必要となる経費であって、当該共同研究契約に基づいて当該共同研究契約の相手方が負担することとされているものを含む。）をいう。
- (6) 受託研究に要する費用 受託研究契約の相手方が当該受託研究契約に係る受託研究のために機構に対して支払う費用をいう。
- (7) 試験研究費の額 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 8 項第 1 号又は第 4 2 条の 4 第 1 9 項第 1 号に規定する試験研究費の額をいう。

(特別試験研究費の額)

第3条 施行規則第5条の7第20項第1号又は第2号の規定により共同研究契約又は受託研究契約の相手方（個人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長が認定する法第10条の2第2項第1号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究費の額とする。

- (1) 当該相手方の各年分の試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該共同研究契約の相手方が負担することとされている費用に限る。以下同じ。）の額
- (2) 当該相手方の各年分の試験研究費の額のうち当該受託研究に要した費用（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。以下同じ。）

2 施行規則第20条の2第20項第1号又は第2号の規定により共同研究契約又は受託研究契約の相手方（法人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長が認定する法第42条の4の2第3項第1号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究費の額とする。

- (1) 当該相手方の各事業年度の試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該共同研究契約の相手方が負担することとされている費用に限る。以下同じ。）の額
- (2) 当該相手方の各事業年度の試験研究費の額のうち当該受託研究に要した費用の額（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。以下同じ。）

(申請)

第4条 前条各項に規定する特別試験研究費の額についての認定を申請しようとする共同研究契約又は受託研究契約の相手方は、認定申請書2通を理事長に提出するものとする。

2 認定申請書の様式は、共同研究契約又は受託研究契約の相手方の種別（個人又は法人の区別をいう。）及び共同研究と受託研究との別に応じ、別紙様式第1から第4までとする。

3 認定申請書1通には、次の各号に掲げる研究の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 共同研究 次に掲げる書類

イ 当該申請に係る共同研究のために支出した金額の積算内訳を記載した書類

ロ イに規定する金額を確認することができる必要な領収書、研究日誌等の写し

ハ 当該申請に係る共同研究契約の相手方の当該申請に係る事業年度（当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その年分）の試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用の額（当該費用の額に充てるため他の者から支払

を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の積算内訳を記載した書類

ニ 当該申請に係る共同研究契約に係る書類の写し

(2) 受託研究 次に掲げる書類

イ 機構から提出された研究終了時における当該申請に係る受託研究の報告書(当該受託研究に要した費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。)の写し

ロ 当該申請に係る受託研究契約に係る書類の写し

4 第1項の規定による認定申請書の提出は、共同研究契約又は受託研究契約の相手方の事業年度(当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その年をいう。)の終了の日の翌日から1月を経過する日までに行われるものとする。ただし、理事長は、認定申請書が遅れて提出された場合において、正当な事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(認定)

第5条 理事長は、前条第1項に規定する認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る共同研究に要した費用の額又は受託研究に要した費用の額が当該申請に係る共同研究契約又は受託研究契約に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該申請に係る事業年度(個人にあっては、その年分)の特別試験研究費の額を認定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により認定したときは、認定申請書1通に次の各号に掲げる事項を記載し、記名した上で、これを認定書として当該認定申請書を提出した共同研究契約又は受託研究契約の相手方に交付するものとする。

(1) 認定した日

(2) 認定番号

(3) 認定した特別試験研究費の額

(変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により認定書の交付を受けた共同研究契約又は受託研究契約の相手方は、当該認定書に記載された事項又は第4条第3項各号に定める書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出るものとする。

(変更認定書の交付)

第7条 理事長は、前条の規定による届出があった場合において、第5条第1項に規定する認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行った上で、これを変更認定書として当該届出をした共同研究契約又は受託研究契約の相手方に交付するものとする。

(認定の取消し)

第8条 理事長は、次の各号に掲げる事実があると認めるときは、第5条第2項又は前条の規定により認定書又は変更認定書の交付を受けた共同研究契約又は受託研究契約の相手方に対し、その交付した認定書又は変更認定書の返還を求めることができる。

- (1) 第4条第1項に規定する認定申請書又は同条第3項に規定する書類に虚偽の記載があること。
- (2) 第6条の規定によりなされた届出に虚偽の記載があること。
- (3) 第6条の規定により届出をすべき共同研究契約又は受託研究契約の相手方において、当該届出がなされなかったこと。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月23日から施行する。

別紙様式第1（第4条第2項関係）

特別試験研究費認定申請書様式（法人の共同試験研究）

福島国際研究教育機構

理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住 所 _____
法 人 名 _____
代表者名 _____

当該試験研究は、福島国際研究教育機構と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の5第2項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第1号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 当該共同試験研究の課題
2. 当該共同試験研究の実施期間
3. 租税特別措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日
4. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第1号の規定により、以下の金額を特別試験研究費として認定します。

※ 特別試験研究費の認定額 _____ 円

※ 記 名 _____

（備 考）1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. ※印のある欄は、福島国際研究教育機構において記入する。

別紙様式第2（第4条第2項関係）

特別試験研究費認定申請書様式（個人の共同試験研究）

福島国際研究教育機構

理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住 所 _____

申請者名 _____

当該試験研究は、福島国際研究教育機構と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の4第3項第1号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第1号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

- 1. 当該共同試験研究の課題
- 2. 当該共同試験研究の実施期間
- 3. 租税特別措置法第10条の2第1項の規定の適用を受けようとする年
- 4. 当該共同試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第1号の規定により、以下の金額を特別試験研究費として認定します。

※ 特別試験研究費の認定額 _____ 円

※ 記 名 _____

- （備 考）
- 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2. ※印のある欄は、福島国際研究教育機構において記入する。

別紙様式第3（第4条第2項関係）

特別試験研究費認定申請書様式（法人の委託試験研究）

福島国際研究教育機構

理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者	住所
	法人名
	代表者名

当該試験研究は、福島国際研究教育機構と共同して行う租税特別措置法施行令第27条の5第2項第7号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第2号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 当該委託試験研究の課題
2. 当該委託試験研究の実施期間
3. 租税特別措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日
4. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第20条の2第20項第2号の規定により、以下の金額を特別試験研究費として認定します。

※ 特別試験研究費の認定額 円

※ 記 名

（備考）1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. ※印のある欄は、福島国際研究教育機構において記入する。

別紙様式第4（第4条第2項関係）

特別試験研究費認定申請書様式（個人の委託試験研究）

福島国際研究教育機構

理事長 殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

申請者 住 所 _____

申請者名 _____

当該試験研究は、福島国際研究教育機構と共同して行う租税特別措置法施行令第5条の4第3項第7号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第2号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記の通り申請します。

記

- 1. 当該委託試験研究の課題
- 2. 当該委託試験研究の実施期間
- 3. 租税特別措置法第10条の2第1項の規定の適用を受けようとする年
- 4. 当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費 目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合 計			

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第5条の7第20項第2号の規定により、以下の金額を特別試験研究費として認定します。

※ 特別試験研究費の認定額 _____ 円

※ 記 名 _____

- （備 考） 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印のある欄は、福島国際研究教育機構において記入する。